

〈論 説〉

核廃絶をめぐる国家と 人間の安全保障の交錯

— 人道的アプローチの
法的基盤としての国際法の役割 —

中山 雅 司

目 次

はじめに

1. 国際法における人間

- (1) 国際法における人権と人道
- (2) 武力行使の規制と核兵器

2. 核廃絶をめぐる人道的アプローチの潮流

- (1) 「核兵器のない世界」への構想と核兵器禁止条約の諸提案
- (2) 人道的アプローチの経緯と諸文書

3. 核兵器の合法性をめぐる人道法と司法判断の意義

- (1) 原爆判決
- (2) ICJ 勧告的意見

4. 国家の安全保障と人間の安全保障

- (1) 核抑止論と自衛権をめぐる問題
- (2) 核兵器の有用性と非正当化の議論
- (3) 国連体制における安全保障観の変化と人間の安全保障

おわりに

はじめに

核廃絶をめぐる国際社会の様相は、現在、重要な局面を迎えているように思われる。それは、核廃絶への機運が一気に高まりを見せる一方で、核保有国およびその核の傘のもとにある非保有国の一部と、それ以外の非保有国の間で深刻な亀裂が生じかねない状況にもあるからである。

2010年に開かれたNPT（核不拡散条約）再検討会議以降、国際社会では核軍縮、廃絶に向けて人道的アプローチの潮流が水かさを増している。NPT準備委員会や国連総会の場で多くの国が人道の観点から核廃絶を訴える共同声明を発表するとともに、2013年から14年にかけては、3度にわたり、「核兵器の人道的影響に関する国際会議」が開かれた。2015年12月には、国連総会で核廃絶の法的手段を討議する作業部会をジュネーブで開催するよう求める決議案が採択、2016年1月には第1回作業部会がジュネーブで開催された。2016年8月には、作業部会が「核兵器を禁止するための条約交渉会議を2017年に開催するよう国連総会に勧告する報告書」を採択、その報告書を受けて、同年10月には国連総会第1委員会が「核兵器禁止条約（NWC）」の交渉開始を明記した決議案を採択、12月23日には同決議が国連総会で採択され、賛成多数で条約交渉会議が開催されることが決まった。

しかし、国連総会で採択された決議では、113ヵ国が賛成する一方、反対した国が35ヵ国、棄権が13ヵ国で、日本は反対に回った。核兵器禁止条約に向けての動きが加速する一方で核保有国と非核保有国の亀裂は深刻なものとなり、2017年に予定されている会議の動向は予断を許さない。このような動きは、過去半世紀にわたる世界の核秩序がNPT体制という「核を持つ国が管理する」システムとして維持されてきたのに対して、核の非人道性を強調し禁止条約へ向かう動きは、「核を持たない国」主導の動きとして進められている。核の非人道性と禁止条約をめぐる今日の攻防は、まさに保有国主導の流れと非核保有国主導の流れのぶつかり合いとみることができる。¹⁾

しかし、反対国および棄権国が核軍縮および核廃絶そのものについて反対しているわけではない。その意味において賛成国と反対国の間には核兵器の究極的な廃絶という点においては共通項を有しているといえる。²⁾しかし、反対国は

1) 川崎 哲『核の非人道性』をめぐる新たなダイナミズム 秋山信将編『NPT — 核のグローバル・ガバナンス —』（岩波書店、2015年）193頁。

2) 核兵器の廃絶については、2000年のNPT再検討会議で「核兵器の完全廃棄への明確な約束」を盛り込んだ最終文書が全会一致で合意された。しかし、その後、米国とフランスがその有効性を否定したこともあり、2010年NPT再検討会議ではその再確認が大きな課題であったが、最終文書の「A原則と目的」のiiで、「会議は、すべての加盟国が第6

その進め方について段階的に行っていくことがより現実的であり実際的であると主張する。また、核兵器の安全保障上の有用性は否定できず、とくに核拡散やテロの頻発という脅威の高まりのなかで、核兵器を一気に削減、廃絶することは戦略的安定性を失することになるとも述べる。このような考え方は「段階的（ステップ・バイ・ステップ）アプローチ」と呼ばれるもので、これまでの伝統的な軍縮交渉に見られる考え方である。一方、人道的アプローチを推進してきた賛成国は、核廃絶のためには廃絶に至るさまざまな措置を連続的にかつ相互関連性の中で進めることが必要であるとし、「包括的アプローチ」を主張する。しかし、両者の対立は単に廃絶に至るアプローチの違いにとどまる問題ではないように思われる。

本稿では、両者の対立を「国家の安全保障」と「人間の安全保障」という安全保障観の違いに起因する問題としてとらえ、核問題をめぐる両者の対立は克服しうるのか、また双方の安全保障観にもとづくアプローチの交錯点はあるのかについて検討する。そこで、核兵器が人間の安全保障とどのような関係にあるのかとの問題意識のもとで、国際法が核廃絶へのアプローチにどのような法的基盤を提供しうるのかについて考察する。以下では、はじめに「人間」の「安全保障」を考えるにあたって、国際法において「人間」がどのように考えられ、扱われてきたのかについて述べる。つぎに、核兵器がもつ非人道性とその克服に2つの安全保障観の対立を解くカギがあるとの考えから、人道的アプローチの経緯と意義について触れる。そして、その法的基盤を国際法のなかに確認したうえで、国際社会における安全保障観と安全保障環境の変化のなかで、核兵器禁止条約の締結により核廃絶への道筋を明確にすることが人間と地球全体の安全保障に資するという点について述べる。

条の下で誓約している核軍縮につながるよう、保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国の明確な約束を再確認する。」として再確認されるとともに、行動3で、「保有核兵器の完全廃棄を達成するとの核兵器国による明確な約束の履行において、核兵器国は、一方的、二国間、地域的、また多国間の措置を通じ、配備・非配備を含むあらゆる種類の核兵器を削減し、究極的に廃棄するため、いっそうの努力を行うことを誓約する。」と規定された（<http://www.un.org/en/conf/npt/2010/>）。

1. 国際法における人間

(1) 国際法における人権と人道

核兵器と人間の安全保障の問題を国際法の観点から考えるにあたって、まずは国際法が人間および人間の安全保障とどのような関係にあるのかについてふまえておく必要がある。これまで国際法において、安全保障の問題は重要なテーマであり続けてきた。しかし、人間の安全保障については、周知のとおり、冷戦後初めて登場した概念であることとともに、そもそも法的概念というよりは理念的、政策的概念であることもあり、国際法のコンテクストからの研究はまだその緒についたばかりであると言った方がよい³⁾。しかも「安全保障」が「人間」と結びつけられ「人間の安全保障」という概念として国際法との関係を問われると、問題は簡単ではないように思われる。というのは、国際法のテキスト等を見る限り、少なくとも最近まで人間という用語や概念が登場することはほとんどなかったといつてよいからである。「国際法は、国際社会を基盤とする法であり、一般には、主として独立主権国家間の関係を規律するものと考えられており、人間は、原則として、国家の陰に隠れていて見えな」⁴⁾かったからである。このことは国家間の関係を規律する法として発展してきた国際法の性質上、自然なことでもあるともいえる。少なくとも、「平和」を国家間の「秩序」の安定ととらえ、国際社会に固有の普遍的あるいは統一的価値を認めず、国際法はあくまで個別国家間の関係を安定化するとどまるとされた19世紀までの

3) 先行研究として、たとえば、Gerd Oberleitner, "Human Security: A Challenge to International Law?," *Global Governance*, vol.11, no2 (2005)、山形英郎「国際法への挑戦：「人間の安全保障」」佐藤誠／安藤次男『人間の安全保障』（東信堂、2004年）、松隈 潤「国際法と「人間の安全保障」」『国際関係論叢』第1巻第1号（2012）、『人間の安全保障』の主流化 — 国際法の視点から — 『東京外国語大学論集第89号（2014）、拙稿『「人間の安全保障」と国際法 — 『保護する責任』論を中心として — 』『創価法学』第44巻第2号など。また、人間の安全保障は政策概念であると同時に形成されつつある規範としてとらえる見方もある。人間の安全保障を「複合規範」という視点から論じたものとして、来栖薫子「人間安全保障「規範」の形成とグローバル・ガバナンス — 規範複合化の視点から — 』日本国際政治学会編『国際政治』第143号（2005年11月）。

4) 芹田健太郎「国際法における人間」『岩波講座 基本法学5（責任）』（岩波書店、1984年）395頁。

近代国際法においては、人間的な正義の観点からは国際法は消極的であった⁵⁾ わざるをえない。しかし、国際法が決して人間に無頓着であったわけではない。そして、人権法および人道法という体系を中心に、これまで国際法はいわゆる人間の安全保障に関わる国際社会の重要問題に寄与してきたといつてよい。

ところで、一方で20世紀初頭、なかんずく第2次世界大戦までは、国際法は国境内の人間の問題には十分に目を向けてこなかったといえる。つまり、ウェストファリア会議を契機に誕生したとされる主権国家体制のもとでは、対等な主権国家同士の間では内政不干渉が基本原則とされ、国家間の権限・関係の調整が国際法のおもな役割とされたがゆえに、仮に国内で人権侵害が行なわれていたとしてもあくまでも国内問題であって国際社会の問題ではないと考えられた。その結果、人権は国家主権の中に没入することになった。そのようななか、早い段階から人間に目を向け、人道の観点から規範を構築していったのが戦争法の分野である。国際法の中心課題は、つねにいかにして戦争を規制するか⁶⁾ あり、国際法は戦争法の分野から発達を始めたとき⁷⁾ いわれる。いわゆる、武力行使の規制に関する法体系のうち、害敵手段の制限など戦闘中の具体的行為の規制に関する法である *jus in bello* が発展を遂げた。それは、戦闘行為そのものを規律するハーグ法と戦争犠牲者の保護を定めるジュネーヴ法⁸⁾ からなる。ジュネーヴ法はまさに人間の保護に関する法であるが、ハーグ法も人道的観点から戦争の手段および方法を規制した。しかし、正当原因に基づく正しい戦争

5) 小寺彰／岩沢雄司／森田章夫『講義国際法』(有斐閣、2004年)9頁。

6) 阿部浩己「『人間の価値』の実現 — 国際人権法の意味するもの」『岩波講座 現代の法2 国際社会と法』(岩波書店、1997年)156頁。国境を越えた個人の保護としては、国際慣習法上、在外自国民に対する外交的保護権という制度が存在するが、あくまで国家が国家として有する権利であって個人の⁷⁾人権としてとらえられていたわけではなかった。

7) 長 有紀枝『入門 人間の安全保障 — 恐怖と欠乏からの自由を求めて —』(中公新書、2012年)52頁。

8) 1868年のセント・ペテルスブルク宣言では、交戦国の目的は「敵の軍力を弱めること」であるから、「すでに戦闘外におかれた人の苦痛を無益に増大し、またはそれらの人の死を不可避とする兵器の使用は、この目的の範囲を越える」と述べられている。このような考え方を受けて、1907年の陸戦の法規慣例条約の附属規則(ハーグ陸戦規則)は、害敵手段について交戦国は「無制限ノ権利ヲ有スルモノニ非ス」(第22条)として、人

を認めた正戦論や、戦争そのものを合法とする無差別戦争観が支配した19世紀までの戦争観のもとでは、戦争法の第一の目的は国益の確保にあり、軍事的考慮が人道的考慮に比して大きな比重を占めていた。すなわち、戦争という究極的な人権、人道侵害に対して国際法は人間を十分に守る法体系にはなっていなかったのである。その転換には、第1次および第2次世界大戦という世界戦争の経験を待たなければならなかった。しかし、たとえ戦時においても逸脱してはならない規範を確立した点においては、人道法に人間の安全保障に連なる思想の萌芽をみることができる。

(2) 武力行使の規制と核兵器

人間をめぐる国際法の大転換は、2度の世界大戦を通じてもたらされた。先に述べたように近代国際法においては、国家が戦争を行う権利は、国家主権の最も基本的な属性のひとつとされた。そのために、人々は戦争という究極の人権侵害のもとにさらされることになったのである。したがって、世界戦争に象徴されるような巨大な災厄を人類が経験したとき、国民国家とその主権は常にその最大の原因として批判にさらされてきたのであって、2度の戦争を契機に国際法は人間の視点から見直しを迫られることになった。すなわち、ひとつは、第1次大戦を契機とする戦争の違法化であり、もうひとつは、第2次大戦を契機とする人権の国際的保障である。

第1次大戦の結果創設された国際連盟は、国交断絶に至るおそれのある紛争が発生した場合、仲裁裁判、司法的解決、連盟理事会の審査のいずれかに付することを義務づけ戦争モラトリアムを採用するとともに、それらの手続きを経ずに戦争に訴えることを禁止した。連盟規約は第11条1項で、「戦争又ハ戦争ノ脅威ハ、連盟国ノ何レカニ直接ノ影響アルト否トヲ問ハス、総テ連盟全体ノ利害関係事項タルコトヲ茲ニ声明ス」と規定したが、この規定が示すものは、戦争という出来事が個別国家間の私的な対立や利益の問題にとどまらず、もは

道的考慮から兵器の使用にも制限があることを明らかにしており、ジュネーヴ第一追加議定書もこれを確認している（第35条）。

9) 松井芳郎「国民国家と国際社会のなりたち」『岩波講座 現代の法2 国際社会と法』（岩波書店、1997年）3頁。

や国際社会の一般的利益であるという認識の変化であった。その背景に、世界戦争の結果いまだかつてない犠牲者が生じ、甚大な生命と人権が奪われたという事実があったことはいうまでもない¹⁰⁾。しかし、規約は戦争を全面的に禁止するものではなく多くの抜け穴を残した。戦争違法化は、1928年の不戦条約でかなり徹底されたが、結局、武力行使の威嚇も含めて完全に違法化されたのは、第2次大戦を経て創設された国連においてであった（国連憲章第2条4項）。その結果、戦争そのものの合法性に関する法規（*jus ad bellum*）は武力行使を禁止する法規（*jus contra bellum*）として大きな転換を遂げることとなった。

武力行使自体が違法化されたことにより、戦争法は、宣戦布告による国際法上の戦争のみならず事実上の紛争も含めて適用の対象とする武力紛争法として存続、発展することとなるが、そこでは軍事的必要性に対し人道的考慮が優位を占めなければならないと解された。さらに1971年、赤十字国際委員会（ICRC）が開催した会議で「国際人道法」という名称が使用されて以降、赤十字組織やNGO、国連の人道機関等では国際人道法という名称がよく用いられるようになった¹¹⁾。

一方、平時の人権についても第2次大戦を契機として国際問題へと大きな転換を遂げる。このことは、国内法上の問題とされた人権が国際化すること、すなわち国際法を通じて人権が国際的に保障されることを意味した。国連憲章が国際の平和と安全の維持と並ぶ目的の一つとして、「人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨

10) 過去2000年間の戦争における犠牲者数1億4900万人のうち、1億1100万人が20世紀における戦争犠牲者であることをみれば、20世紀がいかに戦争の世紀であったかが明らかである（星野俊也『国連の集団安全保障制度の意義と問題点』『21世紀における国連システムの役割と展望』（国際書院、2000年）25頁）。

11) 武力紛争法と国際人道法の関係について松井芳郎教授は、国際人道法を、1. ジュネーヴ法を指して用いる場合、2. 武力紛争法の中でその性質上が明らかに人道的な規則を指し、1949年ジュネーヴ諸条約および1977年の2つの追加議定書がほぼこれにあたるとする場合、3. 武力紛争法と同義に用いる場合、4. 戦争犯罪法廷における対象犯罪としての集団殺害罪や人道に対する罪などまで含める場合、の4つの考え方があるとする（松井芳郎『国際法から世界を見る ― 市民のための国際法入門 ―（第2版）』（有信堂、2004年）227頁）。

励することについて、国際協力を達成すること」（第1条3項）を掲げたことは、国連および国際法が戦時のみならず平時においてもすべての人が人間として有する権利としての人権を保障していくことを明確にした点において重要な意義を有する。その背景には、ナチスによるユダヤ人に対するホロコーストの悲劇があった。ここに人権が平和の不可欠の基礎として国際法がその実現に関与すべきとの認識が国際社会において共有されるようになったのである。¹²⁾

ところで、第2次大戦は核兵器の登場をもたらした点においても時代を画するものであった。人権および人道、すなわち国際法における人間との関係においてみるならば、まずは第2次大戦後の核軍拡競争を背景に平和のうちに生きること自体を人権としてとらえ直そうという考え方が生まれたという点が注目できる。いわゆる「平和的生存権」、あるいは「平和に対する権利」と呼ばれるものであり、核兵器のない世界に生きることを入権としてとらえようとする考え方である。¹³⁾「平和的生存権」については、国際法上および国内法上の権利性が問われることがあるが、「平和不在状況を生み出している構造に対してなされた異議申し立てが、『平和に対する権利』」なのであって、その意味において『生命に対する権利』の延長線上にあるものとして、この「権利」の至高性が揺ら

12) ルーズベルト米大統領の4つの自由や大西洋憲章のなかで「恐怖からの自由」「欠乏からの自由」が謳われていたことは、国連体制がその理念において人間の安全保障を志向していたことが伺える。また、国連憲章が「われら連合国の人民は」(We the people of the United Nations)の一文で始まっていることは、主権国家の集合体といわれる国連が人間に焦点を当てている表れともいえる。1948年の世界人権宣言も前文で、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎を構成する」と述べている。

13) 第2次大戦後、国際社会では世界政府運動が広がりを見せたが、その運動が広く展開されるようになった直接のきっかけは、原子爆弾の登場であり、それが広島、長崎で実際に使用されたことであった。すなわち、世界政府論者の考え方に共通してみられる特徴は、現代の危機、とくに戦争の原因を国家主権そのものに求める点であり、世界平和を実現するためには、国家が主権を放棄し、より高次の単位である世界政府に結集する必要があることを強調した。そして、この運動を背景に1948年3月、シカゴ大学総長のハッチンス博士を委員長とする世界憲法審議委員会によって世界憲法案が発表された。結局、世界政府運動は東西冷戦によるイデオロギー対立のなかで勢いを失っていきが、人権との関係で注目されるのは、その自由主義的民主主義の立場、つまり、世界政府は、単に戦争を防止するだけでなく、それによって人間の自由が保障され民主主義が実現さ

ぐことはない¹⁴⁾といえる。日本国憲法は前文で「われらは全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と述べているが、平和的生存権を「恐怖と欠乏からの自由」という人間の安全保障の文脈のなかでとらえている点に注目すれば、核兵器の存在は平和的生存権および人間の安全保障の重大な侵害であるといえる。

ところで、核兵器をめぐる国際法による規制についてみるとその基本的枠組みを与えているものがNPT条約である。すなわち、NPT条約によって核兵器の保有が一部の国に認められる一方で、それ以外の国に対しては保有が禁止されるとともに、原子力の平和利用については認められてきた。また、部分的小および包括的核実験禁止条約や非核兵器地帯条約、米ソ（ロ）間の軍備管理、軍縮条約等を通じて、軍縮国際法は、平時における核兵器の開発、実験、製造、保有等の規制と禁止に関わってきた。核兵器の規制に関する国際法のもうひとつの分野は、武力紛争時に適用される国際人道法である。国際人道法は、ある兵器の使用または使用の方法を禁止しまたは制限するものであるが、問題は国際法上、現状において核兵器の使用を明確に禁止した条約がないことである。このようななかで、核兵器禁止条約の締結と核廃絶に向けて国際法がどのような役割を果たしうるのであろうか。

2. 核廃絶をめぐる人道的アプローチの潮流¹⁶⁾

(1) 「核兵器のない世界」への構想と核兵器禁止条約の諸提案

核廃絶を考えるにあたってカギを握るのは人道の観点である。なぜなら、その非人道性こそが大量破壊兵器としての核兵器と他の通常兵器を分ける点であ

れるという考え方であった（拙稿『『世界憲法案』と人権保障の現状 — 田畑茂二郎『世界政府の思想』を通して —』『創価法学』第40巻第2号）。

14) 最上敏樹「平和に対する権利」『自由と正義』40巻5号、38頁。

15) これは、日本国憲法がルーズベルトの4つの自由が謳われた第2次大戦前後の同時代にアメリカの影響のもとに作られたことが関係しているといえる。

16) 人道的アプローチについては、黒澤満『核兵器のない世界へ — 理想への現実的アプローチ —』（東信堂、2014年）、および川崎「前掲論文」（注1）が事実経過にもとづいて詳細にまとめられており、この章の執筆にあたっても参考とした。

るからである¹⁷⁾。核兵器の非人道性についてはあらためて述べるまでもないが、広島および長崎への原爆投下は核時代の始まりを告げる人類史上最も重要な事件のひとつであった。広島市では1945年末までに約14万人が、長崎市では約7万人が死亡したとされるが、①熱戦と火災による熱傷、②爆風による骨折や外傷、③放射線による皮膚や内臓などの障害、たとえば吐き気や下痢、脱毛、出血、血便、白血球減少などの急性障害、およびケロイド、白血病、がん、遺伝的障害などの原爆後障害など、原爆による人体への影響は想像を絶するものであった。さらに、被爆は結婚や就職に際しての社会的差別、家族の崩壊や職場・コミュニティーの破壊など様々な影響をもたらしてきた。それはジェノサイド（皆殺し）であると同時にフューチャーサイド（未来殺し）であった。というのは、原爆が民家の密集地に投下されたという点、また日本人だけでなく軍需工場などへの労働力として強制連行された朝鮮人、米軍の捕虜、東南アジアからの留学生など多くの外国人も含み犠牲となったという点での無差別性があるからである。また、後遺障害における不必要な苦痛を永続的に与えた点においてもまさに非人道的兵器であった¹⁸⁾。しかし、核兵器をなくすべきものとはしながらも国家の安全保障の観点から核兵器の有用性を依然として認める立場からは、人道上の価値に優越する利益があるということになるであろう。したがって、これらの国々が軍備管理の観点から核兵器の規制や軍縮の必要性は認めたとしても、真に廃絶に取り組む意思があるかについては疑念を抱かざるをえない。核兵器禁止条約の交渉開始を明記した決議案が2016年12月に国連総会で採択された背景には、NPT体制のもとで保有国に義務づけられた核軍縮すら一向に進まないことへのいら立ちがあったといわれる。

ところで、核兵器禁止条約の構想は、冷戦終結後の比較的早い段階ですでに示されていた。すなわち、冷戦は核保有国である米ソを盟主とする東西両陣営

17) 非人道性という点では大量破壊兵器としての化学兵器および生物兵器も同様であるが、これらについてはすでに1972年に生物兵器禁止条約（BWC）が、1993年に化学兵器禁止条約（CWC）が成立している。

18) 平成25年度外務省委託「核兵器使用の多方面における影響に関する調査研究」報告書（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000034833.pdf>）、児玉克哉・佐藤安信・中西久江『はじめて出会う平和学』（有斐閣、2004年）36-38頁。

間の恐怖の対立であったことから、その終結は核兵器の削減を促すとともに、その存在意義自体をあらためて問い直すことになったからである。核兵器禁止条約の構想の発端は、1996年7月に国際司法裁判所（ICJ）が出した「核兵器の威嚇または使用の合法性」に関する勧告的意見であった。勧告的意見を受けて、マレーシアを中心とする非同盟諸国が「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見のフォローアップ」決議を国連総会に提出し、採択された。翌年97年4月には、米国の核政策法律家委員会を中心に「モデル核兵器禁止条約」が作成され、コスタリカによって国連に提出された。この「モデル核兵器禁止条約」が作成された翌年の98年6月には新アジェンダ連合（NAC）が「核兵器のない世界に向けて：新しいアジェンダの必要性」と題する文書を提出した。新アジェンダ連合は、核廃絶に向けて共同行動をとるスウェーデン、アイルランド、ブラジル、メキシコ、ニュージーランド、エジプト、南アフリカの7カ国のことで、98年当時、インド、パキスタンによる相次ぐ核実験のなかで核保有国と潜在核保有国を批判し、核廃絶のための具体的措置と交渉の即時実施を呼びかけたのが上記の声明である。そこでは核廃絶のためには法的拘束力のある文書が必要であることを訴えていた。その後、2007年に国際NGOによるモデル核兵器禁止条約の改訂版が発表され、コスタリカによりNPT再検討会議準備委員会に提出され、国連総会にも提出された。

また、2008年には日本政府とオーストラリア政府の間で「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会（ICNND）」が設置された。同委員会は、翌2010年に開催

19) Follow-up to the Advisory Opinion of the International Court of Justice on the Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, A/C.I/66L.42, 17 October 2011.

20) A/C.I/52/7, 17 November 1997.

21) The New Agenda Coalition, Joint Ministerial Declaration, *Toward a Nuclear-Weapon-Free World: The Need for a New Agenda*, 9 June 1998.

22) 2010 NPT Review Conference, NPT/CONF.2010/PC.I/WP.17. 関連文献として、メラフ・ダータン／フェリシティ・ヒル／ユルゲン・シェフラン／アラン・ウェア [著]、浦田賢治 [編訳] 『解説』モデル核兵器条約——地球の生き残り——（日本評論社、2008年）。

23) UN Doc A/62/650.

予定のNPT再検討会議を前にした2009年12月、「核の脅威を排除する：世界の政策決定者のための実際的アジェンダ」と題する報告書を提出した。²⁴⁾このなかでは、核廃絶への現実的なプロセスとして、核兵器の数の最小化を2025年までに目指す中間的ゴールと廃絶を実現する究極のゴールの2つを設ける2段階プロセスなどが提案されたが、現実的視点から核兵器の全廃の時期については明示されていない。また、世界150の国・地域の4500以上の都市が加盟する平和市長会議は、2003年に、2020年までに核廃絶を目指す「2020ビジョン」を策定し、²⁵⁾2008年4月に「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を発表した。これは、3段階で2020年までに核兵器の廃絶を目指すことをうたっているが、自治体レベルでの核廃絶への動きとして重要である。²⁶⁾さらに2008年10月、潘基文国連事務総長（当時）が行った「国連と核兵器のない世界における安全保障」と題する講演は、核保有国に核軍縮交渉を促すものであるが、強固な検証制度に支えられた核兵器禁止条約の交渉を考へることもできると述べている。²⁷⁾同年12月には元大統領など100名の国際指導者により発足した「グローバル・ゼロ」委員会²⁸⁾がグローバル・ゼロ宣言を採択した。²⁸⁾同キャンペーンは、2010年2月に「グローバル・ゼロ行動計画」²⁹⁾を発表したが、これは4段階を経て2030年までに核兵器を廃絶することを提案するものである。さらに、2010年のNPT再検討会議で非

24) *Eliminating Nuclear Threats: A Practical Agenda for Global Policymakers*, Gareth Evans and Yoriko Kawaguchi, co-chairs, Report of the International Commission on Nuclear Non-proliferation and Disarmament, Canberra/Tokyo, November 2009.

25) *Mayors for Peace*, August 2012, The City of Hiroshima. (<http://www.mayorsforpeace.org/english/index.html>)

26) *The Mayors for Peace*, Hiroshima-Nagasaki Protocol, April 2008. (http://www.mayorsforpeace.org/jp/activities/others/10062_hn_giteisho/h_n_protocol.pdf)

27) Secretary-General Ban Ki-moon, "The United Nations and Security in a Nuclear-Weapon-Free World," UN News Centre, 24 October 2008. (http://www.un.org/apps/news/infocus/sgspeeches/statement_full.asp?statID=351)

28) Global Zero, "Launch Press Release," 9 December 2008. (<http://www.globalzero.org/press-media/press-releases/launch-press-release>)

29) Global Zero, *Global Zero Action Plan*, February 2010. (http://www.globalzero.org/files/gzap_6.0.pdf)

同盟諸国は「核兵器廃絶のための行動計画のための要素」と題する文書を提出した。³⁰⁾これは、核兵器禁止条約を含む具体的措置についての行動計画に合意することを促し、2025年までに3段階で核兵器の廃絶を行うことを規定するものであった。

(2) 人道的アプローチの経緯と諸文書

上述の通り、核兵器禁止条約については、「モデル核兵器禁止条約」をはじめこれまで様々な提案がなされてきている。そして、ICNND、平和市長会議、グローバル・ゼロ委員会、非同盟諸国の諸提案は条約案としての詳細な規定を備えるものではないが、核廃絶に至るまでのプロセスが時間的枠組みのもとで明確に示されている点に共通の特徴がある。

ところで、このような核兵器禁止条約へ向けての動きを加速させたのがオバマ米国大統領の誕生と2010年のNPT再検討会議を契機とする人道的アプローチの流れであった。周知のとおり、2009年1月に就任したオバマ米国大統領は、3か月後の4月5日にチェコのプラハで「核なき世界」へ向けての演説、いわゆるプラハ演説を行った。³¹⁾大統領は演説のなかで「米国は、核兵器国として、また核兵器を使用した唯一の国として、行動する道義的責任がある」と述べた。³²⁾米国大統領として核使用について初めて道義的責任に言及したことは、次に述

30) 2010 NPT Review Conference, Working Paper by the Group of Non-Aligned States Parties, NPT/CONF.2010/WP.47, 28 April 2010.

31) The White House, Office of the Press Secretary, "Remarks by President Barack Obama," Prague, Czech Republic, April 5, 2009. (<http://www.whitehouse.gov/the_press_office/Remarks-By-President-Obama-In-Prague-As-Delivered/>)

32) 演説のなかでオバマ大統領は、核兵器のない世界へ向けての具体的措置として、①ロシアと新たな戦略兵器削減条約を交渉し、新条約を今年(2009年)の終わりまでに追求すること、②包括的核実験禁止条約(CTBT)の米国による批准を即時にかつ積極的に追求すること、③検証可能な兵器用分裂性物質生産禁止条約(FMCT)を追求することの3点をあげた。演説の背景には、①テロリストによる核テロの脅威、②原子力エネルギーに関連した非核保有国への核拡散の危険、③インドやパキスタンなどの新たな核兵器国における核兵器の管理に関する危険、④米国の核兵器の大部分が警告即発射状況に置かれていることの危険などがあるといえる(黒澤 満『「核兵器のない世界」実現への展望』『広島平和研究』創刊号(2013.11)5-6頁)。

べる人道的アプローチとも響き合うものとなった。この演説がオバマ大統領自身の政治的信念や思想を反映するものであったことは確かだが、その2年前の2007年1月にヘンリー・キッシンジャー元米国務長官他、かつて米国の核戦略に中心にかかわった4人の人物がウォール・ストリート・ジャーナル紙に「核兵器のない世界」と題する文書を掲載したことがオバマ大統領に大きな影響を与えたことはよく知られている。また、具体的措置として演説のなかで述べられた、ロシアとの新たな戦略兵器削減条約の締結については、翌2010年4月に両国が署名し、2011年2月に発効した。また、プラハ演説の行われた2009年9月には、オバマ大統領のイニシアティブのもと、核不拡散・核軍縮をテーマとする国連安全保障理事会サミットが開催され、「核兵器のない世界」に向けての決議が核保有国である常任理事国を含む全会一致で採択された。

2010年5月に開催されたNPT再検討会議は最終文書の採択に合意し、行動計画についてはコンセンサスが達成された。この行動計画のなかで、「会議は、(中略)核兵器のない世界における平和と安全保障を達成することを決議する」と述べられており、核保有国はすべてのタイプの核兵器を削減し究極的に廃棄するための一層の努力にコミットするとなっている。しかし、核保有国は核兵器

33) George P. Shultz, William J. Perry, Henry A. Kissinger and Sam Nunn, "A World Free of Nuclear Weapons," *Wall Street Journal*, January 4, 2007. (http://www.fcni.org/issues/item.php?item_id=2252&issue_id=54) また、この4人は、2008年1月にもウォール・ストリート・ジャーナルに「非核世界に向けて」と題する論文を再び寄稿した。

34) CTBTについては、オバマ政権が主導して、CTBTの国連での採択から20年になるのを機に、安保理は2010年9月23日、条約の早期批准や核実験の自制を各国に求める決議案を採択した。しかし、決議に法的拘束力はなく条約も発効していない。

35) United Nations Security Council, SC/9746, 24 September 2009, "Historic Summit of Security Council Pledges Support for Progress on Stalled Efforts to End Nuclear Proliferation :Resolution 1887 (2009) Adopted with 14 Heads of State, Government Present," Department of Public Information. (<http://www.un.org/News/Press/docs/2009/sc9746.doc.htm>)

36) Final Document, 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, NPT/CONF.2010/50 (Vol.I) ([http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=NPT/CONF.2010/50\(VOL.I\)](http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=NPT/CONF.2010/50(VOL.I)))

のない世界に向けてのそれ以上の具体的な支持は示さなかった。この会議で非同盟諸国が核兵器禁止条約を含む具体的措置についての行動計画に合意することを主張したことについては先に述べたが、最終文書において「会議は、とくに強力な検証システムで支えられた核兵器禁止条約または個別で相互に補強する文書の枠組みに関する合意に関する交渉の検討を提案している国連事務総長の核軍縮に関する5項目提案に注目する³⁹⁾」としている。NPT再検討プロセスの最終文書のなかで、核兵器禁止条約について言及されたのは初めてであり、この点は重要である。さらに注目されるのは、最終文書のなかの「会議は、核兵器のいかなる (any) 使用も壊滅的な人道的結果をもたらすことに強い懸念を表明し、すべての国が常に (at all times) 国際人道法を含む適用可能な国際法を遵守する必要性を確認する⁴⁰⁾」との規定である。すなわち、ここには核兵器使用による壊滅的な結果への懸念から核軍縮を人道的側面から議論し進展させようとする考え方が表明されている。再検討会議の一般演説でスイス外務大臣が提案し最終文書に盛り込まれたもので、これがいわゆる人道的アプローチの端緒となった。核兵器禁止条約とともにこのアプローチもNPT再検討プロセスで初めて最終文書で言及されたものであり、核兵器の使用は国際人道法上違法であるので、核兵器を廃絶すべきだという議論につながっているものである。⁴¹⁾

この人道的アプローチの推進に大きく貢献したのが、赤十字国際委員会(ICRC)である。2010年4月20日、ヤコブ・ケレンベルガー ICRC 総裁は公式演説のなかで、「国際司法裁判所の事実認定に照らせば、ICRCはいかなる使用も国際人道法に一致するとみなすことは不可能であると考えます。ICRCの見解によれば、核兵器使用の防止には、法的拘束力をもつ国際条約によって核兵器を禁止し完全廃棄することを目標とした交渉を追求するという現存の義務の完遂が不可欠である」と述べた。NPT再検討会議直前に行われたこの演説は、会議でのスイスの提案と連動するものと考えられる。また、2011年11月に国際赤十

37) *Ibid.*, A. Principles and objectives の i

38) *Ibid.*, B. Disarmament of nuclearweapons の Action3

39) *Ibid.*, B. Disarmament of nuclearweapons の iii

40) *Ibid.*, A. Principles and objectives の v

41) 黒澤「前掲論文」(注31) 11頁。

字・赤新月運動代表者会議において、ICRCと33カ国の赤十字・赤新月社が共同提案者となり決議が採択された。決議では、核兵器の使用による被害の甚大さだけでなく、それに対する十分な人道的対応能力が不在であること、使用が国際人道法の原則に合致するとみなすことは不可能であること、法的拘束力をもつ国際条約⁴²⁾によって使用禁止と完全廃棄を目指すことが必要であることが述べられている。

2011年2月には、「バンクーバー宣言：核兵器のない世界を緊急に達成することを求める法の要請」が発表された。この宣言は、「人道法、人間の安全保障：核兵器の使用禁止と廃絶のための新生のパラダイム」と題する会議の成果としてICJの元判事など著名な法律家によって署名されたもので、核兵器は国際人道法と両立しないと述べている。⁴³⁾2015年のNPT再検討会議に向けて開かれた2012年5月のNPT第1回準備委員会では、スイスなど16カ国により「核軍縮の人的次元に関する共同声明」が発表されたが、⁴⁴⁾ここでも核兵器の全面的で不可逆的で検証可能な廃絶が述べられている。賛同国が34カ国に増加した同様の声明は、同年10月の国連総会でも発表された。⁴⁵⁾さらに2013年4月のNPT第2回準備委員会で南アを中心に発表された「核兵器の人的影響に関する共同声明」の賛同国は80カ国に増加し、⁴⁶⁾同年10月に国連総会第1委員会でニュー

42) ICRC International Committee of the Red Cross, Council of Delegates 2011: Resolution1, Working towards the Elimination of Nuclear Weapons, 26 November 2011. (<http://www.icrc.org/eng/resources/documents/resolution/council-delegates-resolution-1-2011.htm>)

43) Vancouver Declaration: Law's Imperative for the Urgent Achievement of a Nuclear-Weapons-Free World, February 11, 2011. (<http://www.thesimonfoundation.ca/Vancouver>)

44) First Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, "Joint Statement on the Humanitarian Dimension of Nuclear Disarmament," 2 May 2012. (<http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/prepcon12/statements/2May.IHL.pdf>)

45) 67th Session of the United Nations General Assembly First Committee, Joint Statement on the Humanitarian Dimension of Nuclear Disarmament, New York, 22 October 2012. (http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com12/statements/u22Oct_Switzerland.pdf)

ジーランドを中心に発表された「核兵器の人道的結末に関する共同声明」⁴⁷⁾では、125ヵ国が賛同した。この共同声明に日本は初めて参加した。⁴⁸⁾一方、同じ日にオーストラリアを中心に米国の同盟国17ヵ国が同名の共同声明を発表したが、そこでは核廃絶のためには安全保障と人道的の両次元を認めることが必要であると述べられている点に注意が必要である。

このような流れのなかで、2013年3月、ノルウェー政府主催で第1回「核兵器の人道的影響に関する国際会議」⁵⁰⁾がオスロで開催された。会議の議長総括では、「今回の会議の目的は、核兵器の爆発の人道的影響について、事実に基づく見解を提示し、各国をはじめ国連やその他の国際機関、市民社会の関係者とともに、十分な情報に基づいた議論を促すことにあった」⁵¹⁾と述べられ、議論の要点として以下の3点について述べている。それは、①いかなる国家あるいは国際機関も、核兵器の爆発が直ちにもたらす人道面における緊急事態に十分に対応し、被害者に対して十分な救援活動を行うことは不可能であろう、②これまでの歴史で核兵器の使用および実験から得た経験は、それが即時的にも長期的にも壊滅的な結果をもたらすことを実証している、③原因を問わず、核兵器の爆発の結果は国境を超え、地域的にも世界的にも国家や市民に重大な影響を及ぼすという内容である。⁵²⁾この「核兵器の人道的影響に関する国際会議」は、第

46) Second Session of the Preparatory Committee for the 2015 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, “Joint Statement on the Humanitarian Impact of Nuclear Weapons,” delivered by South Africa, 24 April 2012.

47) UNGA 68: First Committee, “Joint Statement on the Humanitarian Consequences of Nuclear Weapons,” delivered by Ambassador Drell Higgie, New Zealand, 21 October 2013.

48) その理由として、「前回の共同声明に参加しなかったことが、国内において、特に広島・長崎の被爆関係者から鋭く批判されたことが大きく影響しているように考えられる」と述べる（黒澤「前掲書」(注16) 127頁）。

49) UNGA 68: First Committee, “Joint Statement on the Humanitarian Consequences of Nuclear Weapons,” delivered by Ambassador Peter Woolcott, 21 October 2013.

50) 127ヵ国、国連、赤十字国際委員会などが参加。核保有5ヵ国は参加拒否。

51) http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/pdfs/hinw_201303_3.pdf

2回会議が2014年2月にメキシコで、第3回会議が同年12月にオーストリアで開催された。第3回会議には、これまで参加を拒否してきた核保有国5ヵ国から米英両国が参加を表明した点が注目できる。

第3回会議の議長総括の要点は以下のとおりである。⁵³⁾すなわち、①核兵器の使用は深刻で長期間の損害を引き起こし、人類の生存すらも脅威にさらしうる、②国際紛争および緊張や核兵器を保有する国の現状の安全保障ドクトリンに鑑みると、核兵器が使用されうる多くの状況が存在する、③核抑止力には核戦争の準備が伴うので、核兵器が使用されるリスクは現実のものである、④核兵器爆発のリスクに対する唯一の保証はその完全廃絶である、⑤大多数の代表団は、核兵器の最終的な廃絶は、核兵器禁止条約を含め、合意された法的枠組みのなかで追求されるべきことを強調した、⑥一定の代表団は、ステップ・バイ・ステップ・アプローチが核軍縮を達成するうえで最も有効かつ実践的な方法であり、核兵器や核軍縮を議論するにあたっては、地球規模の安全保障環境についても考慮される必要があると指摘した、という内容である。この議長総括のなかで注目すべきは、核廃絶は核兵器禁止条約を含む「法的枠組み」のなかで追求されるべきであることを強調する一方で、「ステップ・バイ・ステップ」による段階的なアプローチや地球規模の安全保障環境への考慮にも言及している点である。これは、米英両国の参加を受けて両国へ配慮したものともみることができ、この会議を通じて核保有国と非核保有国が核兵器禁止条約の実現に向けて議論をする土台が作られたといえる。

この会議を受けてオーストリアは、核兵器の禁止に向けて行動することを呼びかける「オーストリアの誓約」を発表し、2015年5月のNPT再検討会議にはこの誓約を改称した「人道の誓約」を提出した。⁵⁴⁾しかし、NPT再検討会議では、最終文書案に米国や英国などが中東の非核化を進める措置などに反対したため最終文書は採択されず、会議は決裂した。このような保有国と非保有国の対立と非人道性の議論を背景に、本稿のはじめに述べた通り、2015年12月、国連

52) *Ibid.*

53) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000070256.pdf>

54) 日本はいずれにも賛同しなかった。

総会は核廃絶の法的手段を討議する作業部会をジュネーブで開催する決議案を採択した。そして、2016年8月には作業部会が「核兵器を禁止するための条約交渉会議を2017年に開催するよう国連総会に勧告する報告書」を採択、12月23日に同決議が国連総会で採択された。

3. 核兵器の合法性をめぐる人道法と司法判断の意義⁵⁵⁾

(1) 原爆判決

ここまで核廃絶への人道的アプローチ、およびそれを規範という形で具体化するための核兵器禁止条約の締結に向けての流れをみてきた。ところで、核兵器使用の非人道性を法的に裏づけることは、国家の安全保障上の観点から核廃絶へ向けての核軍縮に消極的な国々の主張を法的に評価することを意味し、核兵器使用の違法性を明らかにすることを通じて、国際社会における「法の支配」を確立するうえできわめて大切である。しかし、核廃絶はもとよりその使用を明確に禁止した条約がないという現状がある。そこで重要となるのが核兵器の使用をめぐる2つの司法判断である。ひとつは、1963(昭和38)年12月7日、東京地裁が下したいわゆる原爆判決であり⁵⁶⁾、もうひとつが、1996年(平成8年)7月8日、ICJによって公表された「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見」である⁵⁷⁾。両者の違いは、いうまでもなく前者が国内裁判所による判断であったのに対し、後者が国際裁判所による判断である

55) 核兵器をめぐる司法判断としては、ここで取り上げた原爆判決、核兵器使用の合法性をめぐるICJの勧告的意見の他に、1973年、南太平洋のムルロワ環礁におけるフランスの大気圏核実験の違法性の認定と差し止めを求めてオーストラリアとニュージーランドがICJに提訴した核実験事件や2014年4月、マーシャル諸島がNPTに加盟する米中英仏の5ヵ国と、非加盟国のインド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮の計9ヵ国を相手に、加盟国が条約の「軍縮に向けた誠実な交渉義務」を果たしていないとし、非加盟にも核軍縮の義務があるとしてICJに提訴した裁判(いわゆる「核ゼロ裁判」)などがある。核ゼロ裁判については、2016年10月5日、ICJは訴えの管轄権を認めない判断を示し、実質的な審理が行われなまま裁判は終了することになった。

56) 東京地裁判決 1963(昭和38)年12月7日 昭和30年(ワ)第2914号・同(ワ)第4177号損害賠償請求併合訴訟事件 下民集14巻12号2435頁。

という違いがあり、さらに後者は法的拘束力をもつ判決が出される裁判ではなく勧告的意見という点である。また、前者は戦後の比較的早い時期に出されたものであるのに対し、後者は冷戦終結後に出されたものである。しかし、両判断はいずれも核兵器の使用について国際法に照らして違法であるとした点において画期的であった。

原爆判決は、1955年3月、広島と長崎の5人の原爆被爆者が日本国を相手どって被爆による損害の賠償を求めたもので、国内判例ではあるが核兵器使用の国際法上の合法性を正面から扱った初の裁判例として重要な判断であった。被爆者である原告の主張は以下のようなものであった。すなわち、原爆投下は国際法および国内法に違反する。国際法違反の行為については、国家（日本国）だけでなく個人も国際法上の権利主体として損害賠償請求権を有するが、日本国は対日平和条約19条(a)により米国に対する国際法上、国内法上の請求権を放棄したため、原告は米国に対する損害賠償請求権を法律上喪失した。したがって、日本政府が国家賠償法上の損害賠償責任を負うとして、被告である国に対して損害賠償を求めるというものであった。しかし、裁判所は、対日平和条約19条(a)で日本国民の連合国および連合国民に対する、日本国および連合国における国内法上の請求権は放棄されているとして原告の請求そのものについてはこれを棄却した。

一方、原爆の国際法上の評価については、違法性を認める画期的な判断を示した。すなわち、新兵器に対する国際法の適用について判決は、「国際法が禁止していない限り、新兵器の使用が合法であることは当然である」が「そこにある禁止とは、直接禁止する旨の明文のある場合だけを指すものではなく、既存の国際法規（慣習国際法と条約）の解釈及び類推適用からして、当然に禁止されているとみられる場合を含むと考えられ」、「文明国の慣例に反し、国際法の諸原則に反するものは、たとえ法規に明文がなくても、禁止されるべきことは当然」であると述べた。⁵⁸⁾ そのうえで、武力紛争法上の戦闘の方法をめぐる防衛都市および無防衛都市と軍事目標主義に触れて、「国際法上戦闘行為について一

57) Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion of 8 July 1996), *ICJ Reports* 1996.

般に承認されている慣習法によれば、……防衛都市・防衛地域に対しては無差別砲撃が許されているが、無防衛都市・無防衛地域においては戦闘員及び軍事施設（軍事目標）に対してのみ砲撃が許され、非戦闘員及び非軍事施設（非軍事目標）に対する砲撃は許されず、これに反すれば当然違法な戦闘行為となる⁵⁹⁾、「広島市及び長崎市が当時地上兵力による占領の企図に対して抵抗していた都市でないことは公知の事実である」、「従って、原子爆弾による爆撃が仮に軍事目標のみをその攻撃の目的としたとしても、原子爆弾の巨大な破壊力から盲目爆撃と同様な結果を生ずるものである以上、広島、長崎両市に対する原子爆弾による爆撃は、無防衛都市に対する無差別爆撃として、当時の国際法からみて、違法な戦闘行為であると解するのが相当である⁶⁰⁾」との判断を示した。

さらに、戦闘の手段としての兵器をめぐる核兵器の性質について、「広島、長崎両市に対する原子爆弾の投下は、戦争に際して不必要な苦痛を与えるもの非人道的なものは、害敵手段として禁止される、という国際法上の原則にも違反すると考えられ⁶¹⁾」、「原子爆弾のもたらす苦痛は、毒、毒ガス以上のものといっても過言ではなく、このような残酷な爆弾を投下した行為は、不必要な苦痛を与えてはならないという戦争法の基本原則に違反しているということができよう⁶²⁾」と述べた。この不必要な苦痛を与える兵器の禁止は、ハーグ陸戦規則（第23条）に規定され、後にジュネーブ条約第一追加議定書で「過度の傷害又は無用の苦痛を与える兵器、投射物及び物質並びに戦闘の方法を用いることは禁止する」という形で継承されている（第35条2項）。以上から原爆判決は、その使用において軍事目標と非軍事目標を区別しえないという核兵器の無差別性、また不必要な苦痛を与える兵器であるという点での非人道性ゆえに国際法に明確に違反するとした点で、きわめて重要な司法判断であったといえる。すなわち、この判決は核兵器の問題を純粋に人道法の観点から例外なく違法とした点に特徴があるが、それは、核抑止論やそれに基づく自衛のための核使用という

58) 下民集14巻12号2458頁。

59) 同2461頁。

60) 同2462頁。

61) 同2464頁。

62) 同2465頁。

議論がまだ本格的に表面化していない時期になされた判断であったということが背景にあると考えられる。⁽⁶³⁾

(2) ICJ 勧告的意見

1996年、ICJによって公表された「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見」は、国際裁判所が核兵器の使用の合法性について初めて示した法的見解として、その後の核兵器をめぐる国際社会の動向に少なからぬ影響を与えるものとなった。核兵器使用の合法性を審理するにあたってICJが悩んだ問題は、核兵器使用を明確に禁止した条約がないという国際法の欠缺の問題であった。そこでICJは、まず核兵器使用を禁止する条約・慣習法の存否についての検討を行った。勧告的意見では、「裁判所はまず、慣習国際法および条約国際法が、一般的にまたは一定の状況下、とりわけ正当な自衛の状況において、核兵器またはその他の兵器の威嚇または使用を許可する特定の規定を含まないことに留意する」として、核兵器の使用を許可する規定がないことを確認する一方で、「国家実行によると、一定の兵器の使用の違法性は、使用を承認する規則がないからではなく、禁止条項があることによって生じる」と述べ、条約上の禁止規定もないとする。⁽⁶⁴⁾⁽⁶⁵⁾

また、核兵器使用禁止に関する慣習国際法の存在について、1945年以来、核兵器が使用されていないのは、国家による核兵器不使用の慣行と保有国の側のこの慣行についての「法的確信」が存在するからであり、不使用の慣行と法的

63) 廣瀬和子「核兵器の使用規制 — 原爆判決から ICJ 勧告的意見までの言説分析を通してみられる現代国際法の複合性」村瀬信也・真山全『武力紛争の国際法』（東信堂、2004年）426-427頁。

64) *ICJ Reports 1996, op cit.*, para.52.

65) 毒素兵器や化学・生物兵器に関する原則が核兵器にも適用されるべきとする見解に対しては、ICJは、「一部の大量破壊兵器の使用を明文で禁止する諸条約の中に、核兵器の使用について特定の禁止を見出していない」として斥けた。また、トラテロコ条約、ラロトンガ条約、NPT条約など核兵器を規制する諸条約が、核兵器使用を禁止する規則の出現を証明するものであるとの主張に対し、「これらの諸条約はかかる兵器の将来における一般的禁止を予測するものと見ることはできようが、それ自体でそのような禁止を形成しているとは考えられない」とした。

確信によって核兵器使用を違法とする慣習法が形成されていると主張する国と、これまで核兵器が使用されなかったのは、それを禁止する慣習法が生まれたためではなく、核兵器使用を正当化するような状況が生じなかったためであると主張する核保有国の主張をあげている。そのうえで、ICJは、「抑止政策」の慣行についての判断を避けつつもこれを多くの国が支持している事実があることに留意すると述べ、「過去50年にわたる核兵器の不使用が法的確信の表明にあたるかどうかについては、国際社会に深刻な対立があり、かかる状況のもとにおいて、裁判所は、かかる法的確信の存在を見出すことができない」と述べている。⁶⁶⁾⁶⁷⁾

そのうえでICJは、国際人道法に照らして判断を行った。その際に重要となる国際人道法の原則として、戦闘員と非戦闘員、軍事目標と非軍事目標を区別できないような兵器は使用してはならないという原則、および戦闘員に不必要な苦痛を与える兵器の使用を禁止するという原則をあげている。この2つの原則は、原爆判決でも示されたものである。そして、武力紛争に適用されるこれら人道法は、これを含む条約の批准の有無にかかわらず、すべての国によって遵守されるべきものであるとする。⁶⁸⁾さらに、ICJは、禁止条項がない場合にも諸国は人道法の諸原則に従うべきとする1907年のハーグ陸戦条約前文のマルテンス条項について、「軍事技術の急速な発達に対応する効果的な手段である」とし、人道法の原則と規則が核兵器にも適用されることを確認するとしている。⁶⁹⁾⁷⁰⁾

以上の検討をふまえ、ICJは、勧告的意見の最終項である105項で、結論として次のように述べている。⁷¹⁾

「裁判所は、

66) *ICJ Reports 1996, op cit.*, paras.65-67.

67) 1961年以来、核兵器使用の違法性を確認する一連の重要な総会決議が採択されているが、勧告的意見では、総会決議が拘束力はなくとも規範的価値をもつと評価しながらも、採択の際にかなりの数の反対と棄権があったことなどから、核兵器の使用の違法性に関して法的確信の存在を確立するまでには至っていないと述べている<*Ibid.*, para.71>。

68) *Ibid.*, para.79. 国際人道法の世界法的な側面に着目した論稿として、宮崎繁樹「国際人道法の世界法的側面」『世界法年報』(第7号)1-16頁。

69) *Ibid.*, para.78.

70) *Ibid.*, para.87.

71) *Ibid.*, para.105.

(1) 13 対 1 の票決により、勧告的意見の要請に答えることを決定する。

(2) 総会によって提出された問題に対して次のように回答する。

A. 全員一致により、

慣習国際法にも条約国際法にも、核兵器の威嚇または使用についてのいかなる特定の許可も存在しない。

B. 11 票対 3 票により、

慣習国際法にも条約国際法にも、核兵器そのものの威嚇または使用についてのいかなる包括的かつ普遍的な禁止も存在しない。

C. 全員一致により、

国際連合憲章第 2 条 4 項に違反し、かつ、その第 51 条のすべての要件を満たさない、核兵器を用いての武力による威嚇または武力の行使は、違法である。

D. 全員一致により、

核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法とりわけ国際人道法の原則および規則の要件、ならびに、核兵器を明示的に扱っている条約その他の約束に基づく特定の義務と、両立するものでなければならない。

E. 7 票対 7 票、所長の決定投票により、

以上に述べた要件から、核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の規則、そしてとりわけ人道法の原則および規則に一般的に違反するであろう。

しかしながら、裁判所は、国際法の現状および裁判所が利用しうる事実の諸要素から考えると、国家の存亡そのものが危険にさらされている自衛の極端な状況において、核兵器の威嚇または使用が合法であるか違法であるかについて確定的に結論を下すことはできない。

F. 全員一致により、

嚴重かつ効果的な国際管理の下において、あらゆる点での核軍縮に導く交渉を誠実に遂行し、かつ完結させる義務が存在する。」

このなかでとくに重要となるのが、105 項 D の「核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の規則、そしてとりわけ人道法の原則および規則

に一般的に違反する」との結論である。しかし、同時に「国家の存亡そのものが危険にさらされている自衛の極端な状況において、核兵器の威嚇または使用が合法であるか違法であるかについて確定的に結論を下すことはできない」とした点で、保有国が核兵器を使用するにあたって合法と解釈する法的余地を残す結果となった。

4. 国家の安全保障と人間の安全保障

(1) 核抑止論と自衛権をめぐる問題

ICJが勧告的意見の結論部分において核兵器の威嚇または使用が国際法、とりわけ国際人道法に一般的に違反すると述べたことにより、国際法に照らした核兵器使用の違法性が明確になった。この司法判断がその後の核廃絶に向けての核兵器禁止条約の議論や人道的アプローチにつながる大きなきっかけとなったことは、すでに述べた通りである。その一方で、自衛の極端な状況においては、核兵器の威嚇または使用が合法であるか違法であるかについて結論を下すことはできないとも述べた。このことは、核廃絶を推進する国々の立場からすれば核使用を合法とは言っていないことから違法とする根拠となり、反対に核保有国の立場からすれば違法とも言っていないことから合法とする根拠を与えることにもなった。そこには、核兵器使用をめぐる国際法の解釈、適用についての裁判官の個性とともに、核兵器の違法性を主張する国々と核兵器の政治的・戦略的価値を認める立場から、合法とする余地を残したい核保有国との間の対立が反映していることが伺える。換言すれば、核兵器をめぐる保有国と非保有国の認識に溝が存在することを意識しつつ、自衛のための核使用について判断を避けたともいえる。

このことは、具体的には保有国の間に存在する核抑止論、および抑止政策をどう扱うかという問題とも関連する。核抑止とは、「核攻撃能力ある仮想敵国の最初の核兵器使用すなわち先制奇襲攻撃 (preemptive surprise strike) を報復第二撃 (retaliatory second attack) の威嚇によって阻止する戦略」とされるが、これまで恣意的かつ多義的に用いられ、そのため核抑止はさまざまな戦略や核兵器の使用を合理化する手段であった。⁷²¹しかし、抑止政策について ICJ

は勧告的意見のなかで、「国際社会のかなりの部分が、長年にわたって依拠してきた『抑止政策』といわれる慣行も無視することはできない⁷³⁾」とする一方で、「『抑止政策』として知られている慣行に関し判断を下すつもりはない」と述べている⁷⁴⁾。そのうえでICJは、「抑止政策」と核兵器による「威嚇」を結びつけ憲章第2条4項という法的枠組みの中で対応をはかろうとした。しかし、第2条4項における「威嚇」のみを取り出すのではなく、「使用」と一体のものとしてとらえ、「想定された武力の行使そのものが違法であれば、それを使用する用意があると表明することは、第2条4項に禁止する威嚇となろう。」としている⁷⁵⁾。そして、105項Cにおいて、「国際連合憲章第2条4項に違反し、かつ、その第51条のすべての要件を満たさない、核兵器を用いての武力による威嚇または武力の行使は、違法である。」と述べた。すなわち、*jus ad bellum*の観点からも核兵器使用について検討し、第2条4項における武力行使禁止の例外として認められた第51条の自衛権の要件を満たさない核兵器の使用は違法であるとした。抑止論の観点からみれば、「抑止政策を自衛権という法概念を通じて『法化』(法的フォーミュラ化)しようとしたといえよう⁷⁷⁾」。このことは同時に、*jus ad bellum*においては急迫性や均衡性等の要件を満たせば自衛権を根拠に核兵器の使用がありうるとの見方もできることになる。ICJも「それぞれの国家の生存という基本的な権利を度外視することはできないのであって、したがって、国家の存亡が危険にさらされている場合、憲章第51条に従って、自衛に訴える権利を度外視することはできない⁷⁸⁾」との認識を示している。

結論では、自衛のための核使用については合法とも違法とも述べていないが、

72) 杉江栄一「核抑止の世界」『ポスト冷戦と軍縮』(法律文化社、2004年)92頁。

73) *ICJ Reports 1996, op cit.*, para.96.

74) *Ibid.*, para.67.

75) ICJの勧告的意見における核抑止政策の取り扱いについて述べたものとして、山田寿則「核抑止政策に対する国際人道法の適用をめぐって — 国際司法裁判所の核兵器勧告的意見とその後の議論を手がかりに —」浦田賢治『核抑止の理論 — 国際法からの挑戦 —』(日本評論社、2011年)、174-211頁。

76) *ICJ Reports 1996, op cit.*, para.47.

77) 藤田久一「核兵器をめぐる法と戦略の交錯」『世界法年報』第18号(1998)73頁。

78) *ICJ Reports 1996, op cit.*, para.96.

国際人道法上、つまり *jus in bello* においては核兵器の使用が一般的に違法であるとしつつも、その例外として *jus ad bellum* をもってくるという論理構成をとっている。すなわち、戦争違法化のもとで、違法な武力行使を行う国に対して、国連憲章の認めた個別的または集団的自衛権を行使する国は、特定兵器ないし害敵手段の使用を禁止する国際人道法原則および規則に拘束されないまたは違反することが許されるかという問題である。しかし、これを認めることは、*jus ad bellum* における違法性阻却事由が *jus in bello* における違法性阻却事由にもなりかねず、*jus ad bellum* と *jus in bello* の二つを別個の法体系とみなし、二つの領域における要件をみたまなければ合法性は証明されないという国際法上の原則を逸脱することになると篠田は指摘する⁷⁹⁾。このことから、たとえ *jus ad bellum* のレベルで相手国の先制攻撃による違法性・侵略性が明らかで、それに対する自衛権行使の場合でも、*jus in bello* のレベルで、核兵器の使用に関する国際人道法規は、自衛権行使国によっても等しく遵守されなければならないはずである。その理由は、核兵器の使用に適用されるべき人道法規則が、敵国よりもむしろ住民個人を保護法益とする最小限の人道的性質を有する原則であることによると藤田は指摘する⁸⁰⁾。このことは、人間の生存と保護に価値をおく人道法が国家の生存や国益の価値を前にしても禁止兵器の使用を例外として認めないという考え方を示すもので、人間の安全保障の思想に通じるものである。

勧告的意見では、結局「合法であるか違法であるかについて確定的に結論を下すことはできない」との見解を示したが、この曖昧さを埋め合わせるかのように全員一致で付け加えられたのが「嚴重かつ効果的な国際管理の下において、あらゆる点での核軍縮に導く交渉を誠実に遂行し、かつ完結させる義務が存在する。」との一文であった。すなわち、核兵器の非人道性とその使用による結末

79) 篠田英朗「国際人道法の強行規範性と核兵器 — 核兵器の使用及び使用の威嚇に関する国際司法裁判所勧告的意見における *jus in bello* と *jus ad bellum*、そして法と政治 —」『広島平和科学』23号(2001年)12頁。

80) 藤田久一「自衛における核兵器の威嚇・使用 — ICJ 勧告的意見を読んで —」『軍縮問題資料』1997.7、16頁。

81) 「同論文」16頁。

を考えれば、軍縮及び廃絶以外に方法はないとの考えが込められているものといえる。また、その義務は、NPT 条約第 6 条が規定する「誠実な軍縮交渉の義務」とどまらず、交渉を完結させる義務に及んでおり、さらに保有国や NPT 条約締約国だけでなく国際社会すべての国の義務になっている。なお、戦時復仇における核兵器の使用の問題について合法とする主張に対しては、ICJ は、自衛の場合と同じく均衡性の原則に支配されると述べるにとどめている⁸²⁾。いずれにせよ、以上から、核兵器の使用は国際法に照らして違法であると結論せざるをえない。

(2) 核兵器の有用性と非正当化の議論

核兵器の使用が人道的、道徳的観点から問題があり、法的観点からも国際人道法に違反するだけでなく、その例外としてかろうじて残された自衛権に照らしても許容されないとした場合、残された議論は核兵器の使用が軍事的（戦略的）、政治的に依然として正当性を有するののかという点である。この問題は、具体的には抑止論が有用性を有するののか否かという議論を中心に展開される。抑止とは、攻撃潜在敵国に対して、もし攻撃を行えば耐え難いほどの反撃があり得ることを示すことにより、攻撃を事前に防ごうとする考え方であり、これを核兵器を用いて行う場合が核抑止である。しかし、その有用性に対する疑問はこれまでも提起されてきた。たとえば、核戦争が起こらなかった理由には複合的な要因が絡み合っていることを前提に、①米ソをはじめ核保有国の政治指導者が核兵器使用によって触発される世論の批判を恐れたこと、②冷戦下で米ソ両超大国のいずれも核兵器を使用する、とくに先制核攻撃をしかける意図がなかったこと、③米ソ両国とも第二次大戦の破壊からの復興を最優先の課題とし、核戦争だけでなく全面的な軍事対決も避けようとしてきたこと、④米ソが直接の武力衝突を避けつつ、地域紛争で代位したことなどをあげる見解がある⁸³⁾。そのなかで、とくに最近、核廃絶への新たなアプローチとして主張されるようになったのが核兵器の非正当化の議論である⁸⁴⁾。先に述べた核不拡散・核軍縮国際

82) *ICJ Reports 1996, op cit.*, para.46.

83) 杉江栄一「前掲論文」(注 72) 96-99 頁。

委員会 (ICNND) が 2009 年 12 月に提出した報告書「核の脅威を除去する：世界の政策決定者のための実際的アジェンダ」では、核軍縮のための重要な課題として「核兵器の非正当化」⁸⁵⁾をあげている。

そのなかで、「もし我々が核兵器を最小限にし、究極的に廃絶したいと考えるならば、その役割および有用性の認識を変えることが決定的に重要である。すなわち、核兵器が中心的な戦略的位置を占めている状況から、核兵器の役割はまったく周辺的であり、さらにまったく不必要でありまた望ましくないとみられる状況へと、核兵器の漸進的な非正当化を達成することである」と述べている。そして報告書は、核兵器が大国間の戦争を抑止したし、抑止し続けるであろうとの主張や、核兵器がいかなる大規模通常兵器や化学兵器、生物兵器、テロリストによる攻撃をも抑止するといった抑止論の主張ひとつひとつに対して反論、批判している。また、①核兵器は戦争遂行の手段としてはほとんどあるいはまったく有用性がないことが、今では広く受け入れられている、②核兵器の保有にではないが、核兵器の現実の使用については強力なタブーが存在している、③非正当化の基盤はすでに存在する、と述べ、短期 (2012 年) および中期 (2025 年) までは核兵器の非正当化に努力を集中すべきであるとしている。

また、2010 年の NPT 再検討会議の際に、ジェームズ・マーティン不拡散研究所が提出した「核兵器を非正当化する：核抑止の妥当性の検討」と題する報告書では、「非正当化は核抑止論の核心にせまるものであり、核抑止を支持する証拠はないことがわかってきている。(中略) 核兵器がもつ抑止の正当性は、冷戦⁸⁶⁾の心理的ゲームによって与えられたのであり、その時期はすでに終わっている」と述べる。また、広島および長崎への原爆投下の正当性について、それが太平洋戦争を終わらせたのではなく、8月8日のソ連の参戦によるものであるという明確な証拠⁸⁷⁾があると述べる。広島、長崎への原爆投下が正しかったという考

84) 黒澤『前掲書』(注16) 133-148頁。

85) *Eliminating Nuclear Threats, op cit.*, p.59-71.

86) Ken Berry, Patricia Lewis, Benoit Pelopidas, Nikolai Sokov and Ward Wilson, *Delegitimizing Nuclear Weapons: Examining the Validity of Nuclear Deterrence*, The James Martin Center for Nonproliferation Studies, Monterey Institute of International Studies, May 2010, p.69.

えは、これまで米国に根強く存在してきたものであるが、それは核兵器が有用性があつたとする考え方であるという点で抑止論の出発点になっており、それを否定したものである。さらに、核抑止については、核兵器が冷戦中の「平和を維持した」という証拠はまったくないし、核抑止が強力に働くべきだと考えられる状況において、核の威嚇が通常兵器や生物・化学兵器による攻撃を防止しないという明確な証拠があり、また核兵器を保有していてもそれは有利な手段とはほとんどならないし、核兵器はその所有者に戦争において決定的な軍事的優位を与えることができなかつたという疑いのない証拠があると述べている。⁸⁸⁾

いずれにせよ、核抑止が有効に機能するためには、核による反撃の意図と能力を効果的に示す必要があるが、それは核兵器の使用を前提として初めて実効性をもつ理論であり政策であることから、抑止論には常にジレンマがつきまとう。とくに、テロ集団による核の取得・使用のおそれの増大、また逆に、「テロとの戦い」において核抑止の効かないテロリストに対する核の先制使用の可能性の増大という核兵器のより使いやすい状況さえ現出している昨今の状況に鑑みれば、抑止論の非正当化とそれにもとづく核兵器の役割の低減、そして核軍縮と廃絶を一層急ぐ必要がある。この点について、ジェームズ・マーティン不拡散研究所報告書は、国際テロリズムや貯蔵された古い核兵器という形での以前からの脅威が増大していると指摘している。⁹⁰⁾ これら軍事的、戦略的観点からの核兵器の正当性の問題に加え、政治的観点からは、主として核兵器を保有していることにより与えられると考えられている名声や権威の問題があげられる。これは、NPT上の5核保有国が国連安全保障理事会の常任理事国と同一であるという事実からそのような認識が生まれているが、新たな核保有国であると考えられているインド、イスラエル、パキスタン、北朝鮮がそのような政治的地位を与えられるほど優れた国であるとは一般に認識されていないことなど、政

87) “Appendix 1: A More Detailed Analysis of the Nuclear Bombings of Hiroshima and Nagasaki,” *Ibid.*, pp.71-79.

88) *Ibid.*, pp. vi - vii .

89) 藤田久一『核に立ち向かう国際法 — 原点からの検証 —』（法律文化社、2011年）i 頁。

90) The James Martin Center for Nonproliferation Studies, *op.cit.* (86), p.69.

治的正当性にも疑問があるといえる⁹¹⁾。以上から、核兵器の使用は軍事的、政治的にも正当性を欠くものといわざるをえない。

(3) 国連体制における安全保障観の変化と人間の安全保障

最後に、核問題および核廃絶へのプロセスについて考えるにあたって重要と思われるのは、安全保障の観点である。なぜなら、核廃絶を共通の目標としながらも核保有に固執する国々と軍縮および廃絶を主張する国々の間には、安全保障観をめぐる対立と溝があるように思われるからである。しかし、そこにある溝は平行線で埋めがたいものなのであろうか、あるいは両者の交錯点を見出せるのであろうか。このことを考えるために国際法における安全保障がどのように考えられ、変遷をたどってきたのかについてみてみたい。具体的には、国際社会における武力行使の規制と安全保障について規定した国連体制における安全保障の構想とその変化についてみることにする。このことは、国際社会および国際法における「人間」と「安全保障」の接点をさぐる作業にもなると思われる。世界戦争を経験して国際社会は戦争を合法とする無差別戦争観から戦争の違法化へと向かったことについてはすでに述べたが、安全保障の面においては戦争が合法とされた時代は国家の安全は各国家が軍事力を使って守るものとされた。それは同時に勢力均衡を目的とした同盟体制を通じて国家および国際社会の安全をはかるというものであった。しかし、第1次世界大戦という未曾有の犠牲をもたらした戦争の結果誕生した国際連盟のもとで、戦争が違法化されるとともに集団安全保障体制が構想されたことは周知のとおりである。同盟条約と集団安全保障の違いは、同盟条約が仮想敵国に対処するという「対外的指向性」を特徴とするのに対し、集団安全保障はすべての加盟国が協力して違反国に対処するという「対内的指向性」が特徴である点であり、前者が外向きの「競争的安全保障」であるのに対して、後者は内向きの「協力的安全保障」だともいわれる⁹²⁾。

しかし、国際連盟における戦争の禁止と集団安全保障体制は、さまざまな制

91) 黒澤『前掲書』(注16) 145-146頁。

92) 松井『前掲書』(注11) 199頁。

度の不備や大国の欠如などの理由から結局、第2次大戦を防ぐことはできなかった。⁹³⁾戦後創設された国連では、「国際の平和と安全の維持」を国連の目的として掲げるとともに（国連憲章第1条1項）、国際連盟のもとでの戦争の禁止と集団安全保障体制が十分に機能しなかった反省から、武力行使の違法化の徹底（第2条4項）とより強力な集団安全保障体制（第7章）を構築した。具体的には、安保理の決定に拘束力を与えたり（憲章第25条）、議決方法を多数決制にする（憲章第27条）など安保理への集権化と、国連軍の創設をはじめとする軍事的措置の強化（憲章第42条～47条）という形で制度化されている。しかし、第2次大戦の結果誕生した国連は、本来、第2次大戦のような侵略戦争が三度起きないようにするための国際機構として創設された経緯から、憲章で当初構想された「平和」は侵略の阻止を前提とした国家間の平和であり、集団安全保障体制もそのような国家間紛争に対処する安全保障体制であったといえる。それは同時に、軍事力による抑止を前提にした安全保障でもあるという点に特徴がある。⁹⁴⁾すなわち、国連体制のもとで構想された安全保障は国家の安全保障であったともいえる。しかし、このような集団安全保障体制が東西の冷戦構造のなかで安保理の麻痺を通じて機能しなかったことは周知のとおりである。

その一方で、この時期に国際社会では植民地解放闘争による植民地の独立、およびそれに伴う南北問題の発生という大きな構造変化が起きる。この問題は、一見、安全保障と直接関係がないようにもみえるが、「人間」と「安全保障」を結びつけるうえで重要な出来事であった。第2次大戦を契機に平和と人権が不

93) 理由としては、禁止されたのは戦意表明を伴う戦争で一般的な武力行使の禁止ではなく、しかも条件付きの禁止（戦争モラトリアム）であった点、全会一致制をとった理事会の制約などがあげられる。

94) 松井『前掲書』（注11）209頁。また、集団的自衛権が集団安全保障体制とは原理的には矛盾するにもかかわらず憲章規定に導入され、両者は対立関係ではなく補完関係にあるとみなすことも可能である理由として、清水は「いずれも抑止論的な性質、すなわち、潜在的な侵略国に対しては強力な軍事力を用意することで抑止は可能であり、実際に侵略行為に及んだあかつきには軍事的な制裁によって撃退する、という安全保障観を共有しているからだと考えられよう」と述べている（清水奈名子「国連体制が目指す安全保障とは——安全保障理事会の実行から見る変化の軌跡——」『法律時報』86巻10号、75頁）。

可分であるとの認識が広がり、人権の国際的保障が叫ばれるようになったことについてはすでに述べたが、人権についての人々の関心も1960年代に入ると、全体主義に対する闘争という意識から、反植民地主義・反人種主義へと向けられるようになる。つまり、ナチズム・ファシズムが国際的な人権保障の必要性を自覚させ、植民地解放闘争やアパルトヘイト政策が人権伸長への刺激を創り出すとともに、人権運動の担い手も、西欧的自由人から植民地人民・被抑圧人民へと移った。⁹⁵⁾ こうした植民地からの独立の旗印となったのが人民の自決権であった。自決権は、個人を主体とした従来の欧米の人権観に対して、集団としての人権という新たな考え方を提示するとともに、自決権の十分な保障のないところに個人の権利の保障はないとする考えに立ち、自由権や社会権の前提にある人権として位置づけられた。このことは、国際人権規約において自決権が自由権や社会権の規定に先立って置かれていることに表れている。その意味で、世界人権宣言が個人本位的構成をとっているのに対し、国際人権規約はいわば団体本位的構成をとっているといえる。⁹⁶⁾ さらに、1960年代には人種や女性など、差別の撤廃が強く打ち出され条約化していくが、西欧的自由人の主導した個人の権利の保障が個人をいわば不当に社会的現実から抽象化して行われているのに対し、そうした抽象的人間ではなく、ある一定のカテゴリーに属する具体的人間に注目し、「集団」に着目した権利保障の形が登場したことは注目される。⁹⁷⁾

そのようななか、植民地から独立した国々を中心とする途上国に対する開発の過程で、途上国の人々の側に立った新たな人権概念として登場したのがいわゆる「発展の権利」である。この発展の権利は、経済成長中心の従来の開発アプローチに対し、人間の視点から開発と人権を結びつけようとするもので、植民地支配や貧困問題といった構造的暴力に対して国際社会が連帯して取り組むことを促す点で、人権の構造的アプローチともいわれた。このようにして、「従来国家の陰に隠れて見えなかった人間が国際法においても正面に見えるようになった」⁹⁸⁾のである。このように人間、とくに最低限の生存や生活すら脅かされ

95) 芹田「前掲論文」(注4) 424頁。

96) 「同論文」426頁。

97) 「同論文」426頁。

98) 「同論文」429頁。

ている人々に対して国際社会の目が向けられるようになるなか、冷戦の終結によるグローバリゼーションの進展による経済格差の拡大や援助供与国の援助における戦略的関心の消失といった国際経済的な要因、また、脅威の多様化や内戦の頻発、その過程での非人道的行為や難民の発生、破綻国家の出現という国際政治的な要因、そして西側諸国の価値としての人権の主流化⁹⁹⁾といった変化のなかで登場したのがいわゆる「人間の安全保障」という新たな概念である。この冷戦後世界で広まった「人間の安全保障」概念は、安全保障の概念がこうした自由主義的価値観の広がりを受けて拡大したことを物語るものといえる。ここに国際社会における「人間」と「安全保障」がつながることになるのである。

このことは、近年の国連安保理の動きにおける変化にも表れている。国連安保理では、冷戦後、冷戦期には扱われることのなかった「武力紛争下の文民の保護」や「子どもと武力紛争」、「女性と平和、安全保障」といった人間の安全保障に関連するテーマを議題とする会合が毎年のように開催され、決議が採択されるようになってきている。このような動きと連動して、国連における「平和」概念の拡大がみられる。すなわち、国連憲章は、強制措置の発動にあたって安保理による「平和に対する脅威」の認定について規定しているが(憲章第39条)、安保理は、社会的不正義や経済的格差、基本的人権の侵害など、人間の安全保障を脅かすさまざまな事態を「平和に対する脅威」として認定する機会が増えている。具体的には、「平和に対する脅威」は、内戦やそれに起因する人道上の危機、国際人権法および国際人道法の重大な違反、国際テロリズム、さらには国内の民主主義的政治体制の確立の観点からの認定などがあげられるが、決議を通じてこれらを「平和に対する脅威」と認定することによりさまざまな問題に関与するようになってきている。その際、武力行使の授權が多国籍軍や国連PKOに対して行われることになるが、冷戦後の安保理による武力行使権限の授權は、紛争地域における文民の保護を目的とするものが大半を占めるようになってい¹⁰⁰⁾る。「これらの安保理の実行から、現代の国連安全保障体制には、侵略者への制

99) 篠田英朗「国際規範の歴史的・理論的検討 — 秩序・正義そして国家主権 —」日本平和学会『平和研究』第26号(2001年)、92頁。

100) ところで、人権、人道上的理由からの軍事力によるいわゆる人道的介入は、人的、物的犠牲を伴うだけでなく、国家主権との緊張関係をもたらすことになる。そこで登場し

裁型の安全保障機能よりも、紛争被害者の保護型の安全保障機能が求められていることが見えてくる」といえる。¹⁰¹⁾さらに、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪などの非人道的な国際犯罪については、旧ユーゴ国際刑事法廷 (ICTY)、ルワンダ国際刑事法廷 (ICTR)、国際刑事裁判所 (ICC) などの国際刑事法廷で裁かれるようになっている。これらの動きから、国連における安全保障の考え方が国家の安全保障にとどまらないものとして、人間を機軸に大きな変化を遂げていることが見えてくる。

以上をふまえ核問題について考えると、核軍縮および廃絶に消極的な国々の政策は、このような安全保障観の変化にそぐわないものであり、国家の安全保障を基本とした旧来の冷戦思考から脱しきれない考え方であるともいえる。もともと、国家の安全保障は国家の存立と国民の生存を守るうえで国家にとって最重要課題であることはいうまでもない。また、国家の安全保障と人間の安全保障の関係について、両者は二項対立の関係にあるものではなく、相互補完的なものとしてとらえるべきであろう。人間の安全保障委員会報告書も両者の関係について、『人間の安全保障』と国家の安全保障は、相互に補いあい依存しているのであって、『人間の安全保障』なしに国家の安全保障を実現することはで

たのが「保護する責任」である。しかし、この概念は、「人道的介入をやみくもに正当化しようとしたわけではなく、国際法違反としての「干渉」にあたらぬ「介入」のあり方を示そうとしたのであり、それは「責任」という概念を、「国家主権」の再検討という課題のなかで位置づけようとする試みであった」といえる（篠田英朗『「国家主権」という思想 — 国際立憲主義への軌跡 —』（勁草書房、2012年）306頁）。その背景にあったのは、「責任としての主権」の考え方であり、積極的に主権のあり方について再確認を促そうとする試みであったというべきである。ここで注目すべき点は、「保護する責任」の形成過程のなかで、国家主権には人間を守る責任が含意されているということがあらためて確認されたことである。このことは、国家の安全保障のために核兵器を保有、使用することが人間を保護する責任を果たすことに通じるのかを考えるうえで示唆的である。なお、保護する責任のもと核兵器ではなく通常兵器を人間の安全保障のために用いたとしても、人的、物的破壊を伴うことは十分には避けがたい。この保護する責任と人間の安全保障の関係について、2012年4月に提出された人間の安全保障に関する事務総長報告書では、人間の安全保障は武力による威嚇または武力行使を想定せず、国家主権、領土保全、内政不干涉原則といった国連憲章の目的と理念を尊重して実践されること、また、特定の深刻な人道危機への対処である「保護する責任」とは異なる概念であるとの趣旨が述べられており、また、同年9月に採択された人間の安全保障に関する国連総会

きないし、その逆も同様であることに留意する必要がある」と述べている¹⁰²⁾。しかし、核兵器はひとたび使用されれば報復を招くことは明らかであり、それがもたらす非人道的結末を考えれば、国家の安全保障のための使用が決して人間の安全保障を実現しないことが自明の兵器であるといわざるをえない。それは、「人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り、すべての人の自由と可能性を実現すること¹⁰³⁾」との人間の安全保障の定義にも明らかに反する。

また、核開発による莫大な資源と資金の浪費が福祉や教育、環境保護への予算の削減を通じて「北」の弱者にもしわ寄せをもたらすとともに、「南」の貧困対策にも影響を及ぼす点で「恐怖からの自由」だけでなく「欠乏からの自由」の実現をも阻害する。さらに、核爆発は人体のみならず地球環境や生態系に壊滅的な影響を与えるだけでなく、それがもたらす粉塵が地球規模の気温低下（核の冬）をもたらすことで大規模な飢饉につながることも指摘されている。核戦争による大量の難民の発生や世界経済への甚大な影響など被害は計り知れず、このような状況下においては国際人道機関や難民機関が適切な人道援助を行うことはもはや不可能であることが、先に触れた3回にわたる「核兵器の人道的影響に関する国際会議」で指摘がなされている。2014年12月に開かれたウィーンでの第3回会議の後に出された「オーストリアの誓約」では、「核爆発による体系的で潜在的に不可逆的な健康、環境、インフラ、食糧安全、気候、開発、社会的結束とグローバル経済への影響の複雑性と相互関係を認識し¹⁰⁴⁾」、核兵器禁止に向けての誓約がなされている。以上から、「核兵器爆発のリスクに対する唯一の保証はその完全廃絶¹⁰⁵⁾」しかないのである。その意味において、国家間の権

決議でも人間の安全保障の概念は保護する責任およびその履行とは異なることが確認されている。これら保護する責任概念登場の経緯と人間の安全保障との関係について拙稿（注3）。

101) 清水「前掲論文」（注94）76頁。

102) Commission on Human Security, *Human Security Now*, New York, 2003, p.6.

103) *Ibid.*, p.4.

104) http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/vienna-2014/Austrian_Pledge.pdf#search=%27pledge+austria+2014%27

105) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000070256.pdf>

限や利害の調整を超えて、人道および人類益の観点から核廃絶のプロセスと各国の義務を規範化しようとする核兵器禁止条約は、いわば「人間の安全保障条約」¹⁰⁶⁾の典型であるともいえる。

おわりに

本稿では、核兵器禁止条約をめぐる近年の国際社会の動きをふまえ、核保有国および核の傘のもとにある国々を中心とするグループと非核保有国を中心とする国々のグループの間で、核廃絶という目標を共有しながらも亀裂を深めている要因の根底に国家の安全保障と人間の安全保障という2つの安全保障観の違いがあるではないかとの問題意識のもと、核廃絶を具体的な拘束力をもつプロセスとして進めるべきであるという立場から、最近の人道的アプローチに注目し、その法的基盤としての国際法の役割について考察した。そのためにまず、国家の安全保障および人間の安全保障が国際法とどのように関係するのかを検討するために、国家間の法として誕生した国際法が「人間」をどのように扱い、発展を遂げてきたのかについて検討した。そこでは、*jus in bello*としての国際人道法および*jus ad bellum*としての戦争の違法化、そして、第2次大戦後の人権の国際的保障、すなわち国際人権法の発展を通じて、国際法が人間にも目を向け接近するようになっていった軌跡が確認できた。しかし、核兵器の規制についてはNPT体制のもと保有や実験の制限、軍縮条約による軍縮などについては一定の進展がみられたものの、核兵器の使用そのものについては明確に禁止する条約がないことがこれまで指摘されてきた。そのようななか、原爆判決およびICJの勧告的意見において、核兵器の威嚇または使用が国際人道法に照らして一般的に違法であるとの判断が下されたことは、最近の核兵器禁止条約の締結およびそれに向けての人道的アプローチの潮流の淵源になっている。本稿では、これらの動きと核兵器をめぐる司法判断の意義について検討した。

106) 人間の安全保障条約とは、対人地雷禁止条約や国際刑事裁判所規程、武力紛争における児童の関与に関する選択議定書など、非人道的行為や事態の犠牲となる人間の側の視点に立って作られる諸条約を指すものとしてここでは用いる。

しかし、ICJが勧告的意見のなかで、「国家の存亡そのものが危険にさらされている自衛の極端な状況において、核兵器の威嚇または使用が合法であるか違法であるかについて確定的に結論を下すことはできない」と述べたことにより、抑止論にもとづく核使用を主張する核保有国に対して自衛のための核使用の法的根拠を残すことにもなった。この点について、*jus in bello*の例外として*jus ad bellum*の自衛権を持ち出したICJの論理構成の問題点について検討し、自衛権を根拠としても核使用を合法化、正当化することが難しいことを法的観点から指摘した。また、近年、核兵器の非正当化をめぐる議論が高まるなかで、軍事的（戦略的）、政治的観点からも核兵器の有用性に疑問が投げかけられていることについて述べた。そして、最後に安全保障の観点から、侵略や国家間の紛争への対処を前提とした国家の安全保障にもとづく国連の集団安全保障体制下での国連の安全保障観および実行が、冷戦の終結によって大きく変化していることに言及した。その変化は、冷戦期における植民地の独立と途上国への開発への流れのなかで自決権や発展の権利、人間開発等の概念を通じて芽生え、冷戦終結後、「人間」と「安全保障」が結びつく形で「人間の安全保障」という新たな概念が生み出されたことについて述べた。その意味において、核兵器禁止条約に消極的な国々の主張はこのような安全保障観の変化と遊離するだけでなく、核兵器そのものが非人道的兵器であるという点で人間の安全保障を否定することになるといえよう。

今後、核兵器禁止条約交渉がどのような方向に進んでいくかは予断を許さないが、核保有国を中心とする国々が交渉への参加を拒否するなかで、それらの反対国と非核保有国との間の溝をどのように埋めていけるかが課題となろう。本稿では、条約交渉のプロセスや条約案の具体的内容の詳細については立ち入らないが、すでにさまざまなオプションが提示されている¹⁰⁷⁾。そのなかで、もっとも広く完全な形で核兵器を禁止するタイプが「包括型」核兵器禁止条約である。英語では、Nuclear Weapons Convention (NWC) といわれるものがこれにあたり、核兵器の開発、実験、製造、貯蔵、移送、使用、威嚇を全面的に禁止するとともに、廃棄、検証までを含めるものである。また、「禁止先行型」

107) 川崎「前掲論文」(注1)が詳しい。

は、開発、実験、製造、貯蔵、移送、使用、威嚇は禁止したうえで、廃棄や検証制度は後に定めるタイプである。また、核兵器の使用だけを先行して禁止するものもあるが、保有を認めて使用は禁止することの意味は、他の国が使用した場合に対する反撃としての使用は認めるという意味で、実質的には「先制使用禁止条約」に近いものといえる。さらに、核兵器廃絶「枠組み条約」案というオプションもある。これは、地球温暖化の防止に関する気候変動枠組み条約などにみられるように、核廃絶についての大枠での合意を定め、そのもとで議定書という形で各論を組んでいく方法である。核兵器国などが提唱する「ステップ・バイ・ステップ（段階的）」アプローチは核実験禁止条約（CTBT）や核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）などの条約を積み重ねていくことで核廃絶に至るというものであるが、この方式の問題は、「一つ一つの部品がどのような完成形になるのか、いつまでに完成品を仕上げるのか明確にされていないこと」¹⁰⁸⁾にある。その意味で、これらタイプは異なるが核兵器の禁止を条約という形で合意形成することの意義は大きい。しかも核兵器禁止条約自体が禁止、廃棄、検証という段階的プロセスを内包していることを考えると、「禁止条約かステップ・バイ・ステップか」という二項対立的な問いかけは建設的とはいえない。¹⁰⁹⁾

しかし、保有国と非保有国との間に亀裂があるなか、保有国も含めた合意形成をどう行うかという観点からは、包括的アプローチか段階的アプローチかの対立を乗り越えるアプローチとして、禁止先行型や枠組み条約型は現実的であり、検討に値すると考える。もちろん、非保有国だけで先に包括的な禁止条約を作ることによって核廃絶への世論喚起を促し、それによって保有国を包囲するという方策もありうる。有志国とNGOが連携協力して非人道兵器の禁止条約の作成に成功した、いわゆる1997年の対地雷禁止条約や2008年のクラスター爆弾禁止条約はこの例である。しかし、「多くの国々がいまだに核兵器を国家安全保障の要とみなしている以上、核兵器の場合には地雷等との単純なアナロジーは通用しないということも否定しがたい現実である」¹¹⁰⁾。したがって、より

108) 「同論文」187頁。

109) 「同論文」192頁。

110) 「同論文」183頁。

現実的な形で合意形成をどのように図っていくかが問われることになる。もつとも、核廃絶をめぐり核保有国と非核保有国の間に存在する亀裂と溝の解消は容易ではないと思われる。しかし、現職の大統領として初めて広島を訪問したオバマ米大統領が演説のなかで述べたように、「恐らく何にもまして、われわれは一つの人類の仲間として、お互いのつながりを改めて思い起こさなければならない¹¹¹⁾」。その意味で、さまざまな対立と分断を乗り越え、人間の安全保障にかなう核兵器のない世界の構築に向けて国際社会の智慧と行動が求められているといえる。人間の安全保障条約ともいふべき核兵器禁止条約形成へのプロセスは、国際法にとっても世界法へと発展を遂げるための重要なステップとして位置づけられよう。

(本学法学部教授)

111) <http://www.asahi.com/articles/DA3S12380530.html>